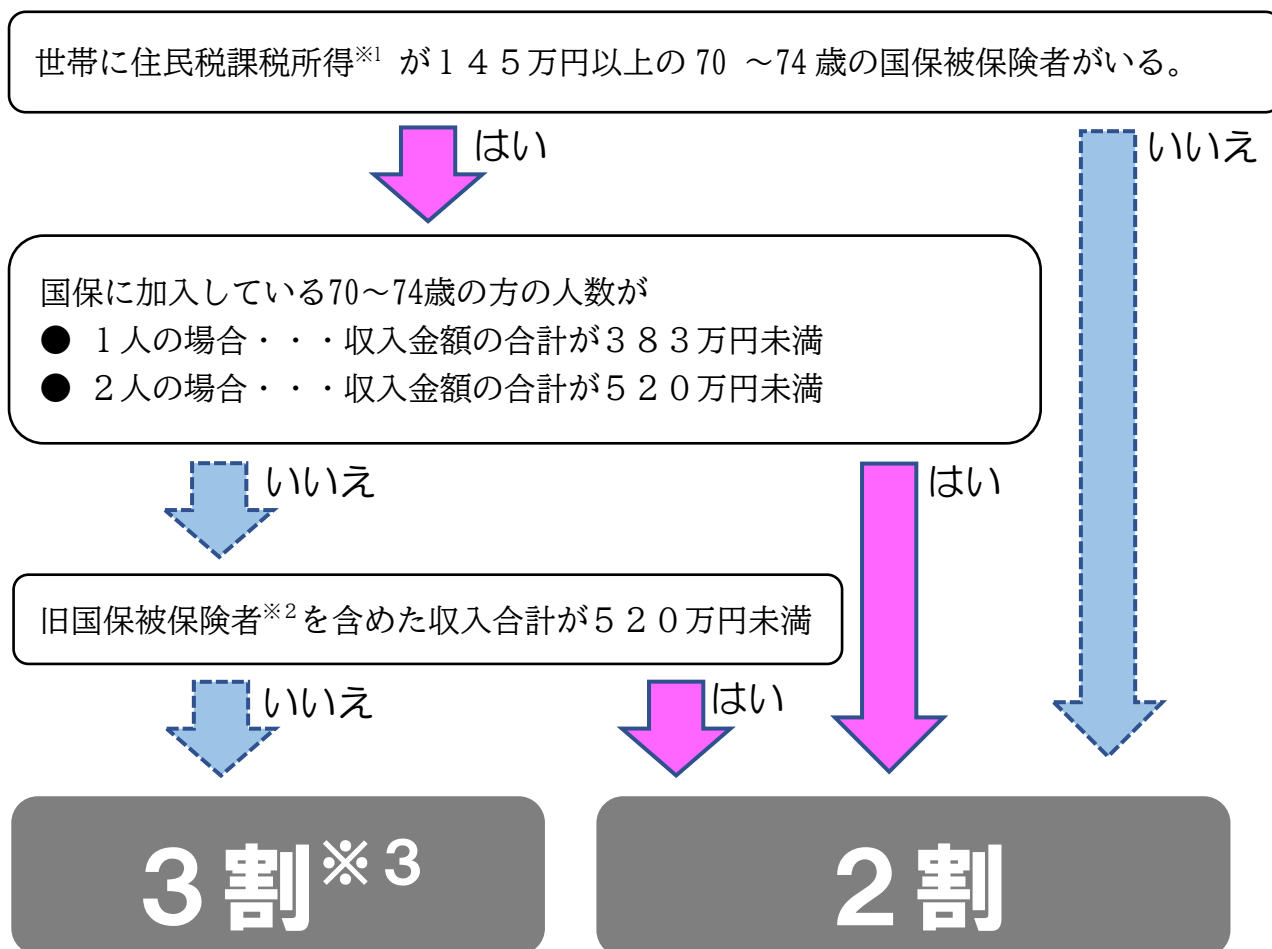


負担割合について（2割・3割判定基準）

毎年8月1日に前年の1月～12月の課税所得等の内容に応じて負担割合が**2割**もしくは**3割**になっています。下記のフォローチャートでご確認ください。



※1 住民税課税所得（課税標準額）とは、市県民税納税通知書に記載されています。

※2 旧国保被保険者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方のことです。

※3 ただし、世帯内の70～74歳の国保被保険者の基準総所得（前年の総所得金額等－43万円）の合計額が210万円以下の場合は2割負担となります。